			委員会		入国者収容所等及び出国待機施設
番号	施設名	意見提出 年月日	委員会の意見	検討 結果	措置内容(措置を講じなかった場合はその理由)
1	東日本センター	平成23年 5月25日	被収容者に対する適切な処遇を実施するためには、処遇担当職員の負担を考慮した勤務体制が必要であると考える。しかし、現状では、必ずしも処遇担当職員の勤務体制が十分であるとはいえないのではないかという意見が委員から出された。そこで、処遇担当職員の増員を含めた適正な配置や勤務条件等についての改善策について検討願いたい。	措置	看守勤務員の負担を考慮した勤務体制に改善するため、看守勤務員を増配置した上で配置を見直すとともに、勤務線表を見直し、従前は分散していた短時間の休憩時間を整理することで、看守勤務員がまとまった休憩時間を取得できるようにした。
2	東日本センター	平成23年 5月25日	現在、開放処遇を実施している入国者収容所等については、より一層の開放処遇の充実を検討し、開放処遇が行われていない入国者収容所等にあっては施設構造上の制約はあるとはいえ、できる限り開放処遇を実現するための方策について検討願いたい。さらに、施設の事情があることは理解できるが、被収容者の健康に配慮して、毎日戸外の適当な場所で運動することができるように検討願いたい。	措置	平日に加え日曜日にも戸外運動場を開放し,戸外運動の機会を拡大し た。
3	東日本センター	平成23年 5月25日	これまでの視察委員会による面会における被収容者からの聴取の結果ま費から被収容者が在留手続、帰国の不足、給与未払い等様々な悩みや不安を抱えていることが報告にて被収容者の適切な処遇を推進すえる諸問人とを関係機関及び諸団体に相談したも関係機関及び諸団体に相談した関係機関及び諸団体に相談した事がある。と考える。と東経りと表して、は、これの相談した。との連携を図って、被収容者がをしば、との連携を図って、被収容者談をしては、との連携を図って、被収容者談をしたり、必要な情報が提供されるための仕組みを構築することを検討し、被収容者のより一層の適切な処遇を推進するよう努力願いたい。	措置	各居室に各国大使館, UNHCR, IOM及び弁護士会等, 関係機関の電話番号等を一覧表にして備え付けた。今後も関係機関への相談に関する被収容者への情報提供を的確に行う。また, 関東弁護士会連合会による無料法律相談会を年2回継続して実施しており, 被収容者が相談する場を提供している。
4	東日本センター	平成23年 5月25日	診断書の交付の求めがあれば、医師 法第19条第2項に照らして、交付する ようにすべきである。	措置	診療情報提供実施規則及び診断書等交付事務取扱要領を改正し、被収容者から診断書の交付の求めがあれば適切に処理するよう措置した。
5	仙台局		被収容者に対する適切な処遇を実施するためには、処遇担当職員の負担を考慮した勤務体制が必要であると考える。しかし、現状では、必ずしも処遇担当職員の勤務体制が十分であるとはいえないのではないかという意見が委員から出された。そこで、処遇担当職員の増員を含めた適正な配置や勤務条件等についての改善策について検討願いたい。	措置	処遇担当職員は、業務量や他の警備業務との兼合いを踏まえ、専従の処 遇担当者を定めず、柔軟かつ適切に配置している。また、入所前から送還 具備要件を積極的に整え速やかな送還を行うことにより、収容場の開設日 数を短くする工夫を行っている。
6	仙台局	平成23年 5月25日	現在、開放処遇を実施している入国者収容所等については、より一層の開放処遇の充実を検討し、開放処遇が行われていない入国者収容所等にあっては施設構造上の制約はあるとはいえ、できる限り開放処遇を実現するための方策について検討願いたい。さらに、施設の事情があることは理解できるが、被収容者の健康に配慮して、毎日戸外の適当な場所で運動することができるように検討願いたい。	措置(一 部講じ ず)	開放処遇については、施設の構造上、実施は困難であることから、早期送 還が困難な者については、開放処遇が行われている官署へ移収している。 戸外運動については、閉庁日についても戸外運動の機会を与えることとし た。

			委員会		入国者収容所等及び出国待機施設
番号	施設名	意見提出 年月日	委員会の意見	検討 結果	措置内容(措置を講じなかった場合はその理由)
7	仙台局	平成23年 5月25日	これまでの視察委員会による面会における被収容者からの聴取の結果、委員から被収容者が在留手続、帰国費用の不足、給与未払い等様々な悩みや不安を抱えていることが報告にて被収容者の適切な処遇を推進するとあいました。これらの被収容者が抱える話問退を関係機関及び諸団体に相談した場所機関及び諸団体に相談した関係機関及び諸団体と連絡・調整係機関及び諸団体にこれらの被収容者が提供される仕組みを構築する必要があると考える。連絡・調整係機関及び諸団体にこれらの相談を機関及び諸団体にこれらの相談を機関及び諸財体にこれらの相談を機関及び諸財体にこれらの相談を機関及び諸財体にこれらの相談を機関及び諸財体にこれらの日間の適切な処遇を推進するよう努力願いたい。	措置	収容施設内に備え付けている関係機関の連絡先一覧を、7か国語(日本語、英語、中国語、韓国語、タイ語、ベトナム語、タガログ語)に翻訳した。
8	東京局	平成23年 5月25日	被収容者に対する適切な処遇を実施するためには、処遇担当職員の負担を考慮した勤務体制が必要であると考える。しかし、現状では、必ずしも処遇担当職員の勤務体制が十分であるとはいえないのではないかという意見が委員から出された。そこで、処遇担当職員の増員を含めた適正な配置や勤務条件等についての改善策について検討願いたい。	措置	処遇担当職員の勤務体制に関し、試行的に職員を厚く配置する時間帯を設けるなどの見直しを行うことで職員の負担を軽減し、さらに適切な処遇が行えるようにした。また、これまで定期的に行っていた処遇研修、消防訓練、制圧及び戒具の使用に関する研修に加え、面会中に地震が発生した事を想定した被収容者の避難誘導訓練及び投薬実施に関する研修を実施した。
9	東京局	平成23年 5月25日	運動場で怪我をした事案があることから、施設及び運営上の安全面の充実について検討願いたい。	措置	要領において、運動場の使用時にひもがない靴の使用(ひもが必要な靴については結束バンドで代用すること)を認めることを定め、許可している。また、運動場の床や椅子の張り出した部分についても、緩衝材を張るなどの工事を一部実施した(その有効性を確認した上で、今後対象範囲を拡大。)。
10	東京局		今後の被収容者の診療実績に応じ、 将来的には歯科診療のための設備を 設け、歯科医師による診療が可能とな るように検討願いたい。	措置	定期的な訪問歯科診療を実施している。
11	成田空港 支局	平成23年 5月25日	被収容者に対する適切な処遇を実施するためには、処遇担当職員の負担を考慮した勤務体制が必要であると考える。しかし、現状では、必ずしも処遇担当職員の勤務体制が十分であるとはいえないのではないかという意見が養員から出された。そこで、処遇担当職員の増員を含めた適正な配置や勤務条件等についての改善策について検討願いたい。	措置	看守勤務体制は従前どおりであるが、処遇日勤者が積極的に看守勤務を補助することによって勤務体制の充実を図っている。 また、職員に対して避難誘導訓練及び普通救命講習等を実施している。
12	羽田空港 支局		被収容者に対する適切な処遇を実施するためには、処遇担当職員の負担を考慮した勤務体制が必要であると考える。しかし、現状では、必ずしも処遇担当職員の勤務体制が十分であるとはいえないのではないかという意見が委員から出された。そこで、処遇担当職員の増員を含めた適正な配置や勤務条件等についての改善策について検討願いたい。	措置	看守勤務体制は従前どおりであるが、処遇日勤者が積極的に看守勤務を補助することによって勤務体制の充実を図っている。 また、職員に対して避難誘導訓練及び普通救命講習等を実施している。
13	羽田空港 支局	平成23年 5月25日	現在、開放処遇を実施している入国者収容所等については、より一層の開放処遇の充実を検討し、開放処遇が行われていない入国者収容所等にあっては施設構造上の制約はあるとはいえ、できる限り開放処遇を実現い。さらに、施設の事情があることは理解できるが、被収容者の健康に配慮して、毎日戸外の適当な場所で運動することができるように検討願いたい。	措置	空港内の施設という特殊事情から戸外運動場の設置は困難であり,施設の構造上開放処遇も保安上支障があるため,収容期間が3日を超える見込みがある場合は被収容者の健康に配慮して運動可能な東京局へ被収容者の身柄を移すこととした。

			委員会		入国者収容所等及び出国待機施設
番号	施設名	意見提出 年月日	委員会の意見	検討 結果	措置内容(措置を講じなかった場合はその理由)
14	羽田空港 支局	平成23年 5月25日	居室において、被収容者1名につき 畳1畳のスペースという割合を改善願いたい。	措置	寝具の敷設可能状況を勘案し、被収容者1名当たりのスペースを十分に 確保した。
15	羽田空港 支局	平成23年 5月25日	収容場に運動場がないが、被収容者 処遇規則第28条に照らし適切な場所 を確保するよう願いたい。	措置	空港内の施設という特殊事情から戸外運動場の設置は困難であるため、 収容期間が3日を超える見込みがある場合は運動可能な東京局へ被収容 者の身柄を移すこととした。
16	横浜支局	平成23年 5月25日	被収容者に対する適切な処遇を実施するためには、処遇担当職員の負担を考慮した勤務体制が必要であると考える。しかし、現状では、必ずしも処遇担当職員の勤務体制が十分であるとはいえないのではないかという意見が委員から出された。そこで、処遇担当職員の増員を含めた適正な配置や勤務条件等についての改善策について検討願いたい。	措置	処遇担当職員の配置人数等を見直し、看守勤務員の負担が軽減される勤務体制としたほか、警備部門全体の連携を図り、突発的な事案が発生した際の応援態勢も整えた。 また、被収容者に対る更なる適切な処遇の実施に向け、看守勤務員を対象に、武道訓練・避難誘導訓練・禁制品の持込み防止のための身体検査研修などを実施している。
17	横浜支局	平成23年 5月25日		措置	被収容者向けの施設や購入物品等の処遇に関する体系的な案内文書を 作成し、5か国語に翻訳の上、収容区各居室に備え付けた。
18	横浜支局		見張室の窓が大きく、職員の姿が常に被収容者に見えており、被収容者が 圧迫感を感じる可能性があるため改善 を検討願いたい。	措置	各見張室の監視用窓の可視範囲を狭めて,被収容者が受ける圧迫感の 緩和を図った。
19	西日本 センター	平成23年 2月17日	給食に関しては、宗教上の制約に配慮すべきであり、とりわけイスラム教徒の被収容者に対しては、ハラールフード(イスラム法で許された食べ物)について十分な理解に立って、その提供を検討すること。また、健康面に留意した食事を提供するほか、支給の際の保温面にも配慮する観点から、給食業者選定時の入札における仕様の在り方を含めて検討すること。	①講じず ②措置	①ハラールフードについて、必要な調査及びその提供の検討を行った結果、極めて厳格な取扱いを要する上、他の被収容者との公平性の観点などから、提供することは非常に困難であり、現行のとおり、豚肉抜き食等の特別食や禁忌食材を使用しない給食で対応せざるを得ない。 ②給食業者とは継続的に給食に係る協議を行うなど仕様書に規定されている給食の水準について常に確認するようにしており、現時点では食事の量質とも被収容者には概ね好評である。食事の保温についても、保温性の高い食器運搬コンテナを使用しており、温かい食事の提供に配慮している。
20	西日本センター		「対処療法が中心で、内服薬を処方するのみである。」、「症状の改善が見 込めないのに、長期にわたり同じ内服 薬を処方されている。」などと不満を訴 える被収容者が存在し、医師と被収容 者との意思疎通が希薄であるように見 受けられることから、検査及び専門医 への受診を積極的に検討するととも に、被収容者に対する病状説明の在り 方に留意すること。	措置	常勤医師を採用し、前回報告以降、委員会の意見の内容についてより一層の取組みを行っており、診療時に自らの病状の説明ができない被収容者については通訳を付けるなどして、可能な限り懇切に病状等の説明を行っている。また、医師から専門科への受診指示が出た場合、当日には専門の診療科目を設置している外部医療機関へ当該被収容者に係る診療情報を提供するなどして速やかに受診できるよう努めている。
21	西日本センター	平成23年 2月17日	畳部屋での生活に不慣れな被収容者に鑑み、ベッド、机又は椅子等の配備を検討すること。	措置	ベッドの設置については、構造上の問題があり、大規模な施設の改修の機会まで、対応が困難な状況に変わりはない。また、現状の施設において単に固定できないベッドを設置することについても保安上支障があるため、困難である。 そこで、前回報告において意見の趣旨を踏まえ、生活文化を尊重し畳での生活に不慣れな被収容者に配慮し、ベッドでの就寝環境に近いマットレスを貸与したものであるが、前回報告以降、貸与後においても継続的にマットレスの交換及び更新を行っている。なお、机及び椅子はすでに導入済みである。

		委員会			入国者収容所等及び出国待機施設
番号	施設名	意見提出 年月日	委員会の意見	検討 結果	措置内容(措置を講じなかった場合はその理由)
22	西日本センター	平成23年 4月28日	被収容者の処遇に関するガイドライン(診療、物品購入、不服申出制度等)について、被収容者が共通して疑問を抱きそうな事項に関するQ&Aを多言語にて作成することを検討すること。	措置	収容生活における職員と被収容者とのQ&Aの例を含めた「収容生活のガイドライン」を作成し、それを6か国語(英語, 中国語, 韓国語, スペイン語, ポルトガル語, ペルシャ語)に翻訳の上, 各居室に配備した。
23	西日本 センター		職員から被収容者に対するガイドラインの説明が不十分であることから、より一層相互にコミュニケーションを図り、信頼関係の構築に努めること。	措置	前回報告以降, 従前の取組みに加えて新たな取組みとして, 「収容生活のガイドライン」を各居室に配備した。 配備に際しては、事前に職員に対して内容を改めて周知するとともに, 入所時や問合せ時等の適宜のタイミングにおいて, 被収容者に対し, ガイドラインについて説明や案内を行うよう指導した。
24	西日本 センター	平成23年 4月28日	物品購入許可申出書について、他の 施設を鑑みて購入可能品目の平仄を 合わせること。	措置	購入品のうち、特に指摘のあったパンについて、委託業者と協議し、菓子パン3種類を購入可能な品目に追加した。なお、今後も必要に応じて購入可能品目の追加を検討する。
25	西日本センター	平成23年 4月28日	疾患ごとに専門の外部病院へのホットライン構築を検討すること。	措置	前回報告以降,外部医療機関とより一層良好な関係の構築に努めた結果,現在では当センター医師から専門医への受診を指示された際には,専門の診療科目を有する外部医療機関へ診療情報を提供するなどして,当日のうちに受診可能な最も早い日時を予約している状況にあり,これまで以上に専門の外部医療機関との緊密な連絡関係を構築し,一層の連携を図ることが可能となった。
26	西日本センター	平成23年 4月28日	自動販売機に関しては、業者の採算が合わないからと単純に撤去させるのではなく、当該施設が公的な施設である以上、他の関係機関の現状を踏まえて、設置を目的とする予算措置を講ずるといった対策が必要である。		平成27年9月をもって西日本入国管理センターは廃止された。
27	大村 センター		給食に関しては、宗教上の制約に配慮すべきであり、とりわけイスラム教徒の被収容者に対しては、ハラールフード(イスラム法で許された食べ物)について十分な理解に立って、その提供を検討すること。また、健康面に留意した食事を提供するほか、支給の際の保温面にも配慮する観点から、給食業者選定時の入札における仕様の在り方を含めて検討すること。	①講じず ②措置	①ハラールフードについて、必要な調査及びその提供の検討を行った結果、極めて厳格な取扱いを要する上、他の被収容者との公平性の観点などから、提供することは非常に困難であり、現行のとおり、豚肉抜き食等の特別食や禁忌食材を使用しない給食で対応せざるを得ない。②給食業者選定時の入札に際し、保温面に配慮するよう仕様書を変更しており、仕様書に規定されている給食の水準を維持するために継続的に協議を行うなどの対応をとっている。また、健康面に留意した食事の提供についても、被収容者の体調に合わせて献立を作成しており、減塩食、油抜き食及び低カロリー食など十種類に及ぶ献立を準備して対応している。
28	名古屋局		給食に関しては、宗教上の制約に配慮すべきであり、とりわけイスラム教徒の被収容者に対しては、ハラールフード(イスラム法で許された食べ物)について十分な理解に立って、その提供を検討すること。また、健康面に留意した食事を提供するほか、支給の際の保温面にも配慮する観点から、給食業者選定時の入札における仕様の在り方を含めて検討すること。	①講じず ②措置	①ハラールフードについて、必要な調査及びその他の検討を行った結果、極めて厳格な取扱いを要する上、他の被収容者との公平性の観点などから、提供することは非常に困難であり、現行のとおり、豚肉抜き食等の特別食や禁忌食材を使用しない給食で対応せざるを得ない。②これまでも一定の栄養基準を満たすこと及びアレルギー等に対応した食事の提供ができることを仕様書を定めていたが、週に3回以上生野菜を使用したサラダを提供すること等といった項目を追加し、さらに健康面に留意した食事とするよう仕様書を見直した。また、仕様書に保温に関する事項を追加した。
29	名古屋局	平成23年2月17日	閉庁日の開放処遇について, 施設点 検作業の合間においても, 短時間で開 放処遇するなど, 開放時間の拡大を検 討すること。	措置	土曜日の開放処遇を試行し、問題がなければ、完全実施を予定している。

			委員会		入国者収容所等及び出国待機施設
番号	施設名	意見提出 年月日	委員会の意見	検討 結果	措置内容(措置を講じなかった場合はその理由)
30	中部空港支局		給食に関しては、宗教上の制約に配慮すべきであり、とりわけイスラム教徒の被収容者に対しては、ハラールフード(イスラム法で許された食べ物)について十分な理解に立って、その提供を検討すること。また、健康面に留意した食事を提供するほか、支給の際の保温面にも配慮する観点から、給食業者選定時の入札における仕様の在り方を含めて検討すること。	①講じず ②措置	①ハラールフードについて、必要な調査及びその提供の検討を行った結果、極めて厳格な取扱いを要する上、他の被収容者との公平性の観点などから、提供することは非常に困難であり、現行のとおり、豚肉抜き食等の特別食や禁忌食材を使用しない給食で対応せざるを得ない。②これまでも一定の栄養基準を満たすこと及びアレルギー等に対応した食事の提供ができることを仕様書に定めていたが、週に4回以上牛乳を提供すること等といった項目を追加し、さらに健康面に留意した食事とするよう仕様書を見直した。 保温については、被収容者が支給後すぐに摂食しない場合等があるため、被収容者からの申し出により、電子レンジで再加熱する対応としている。
31	中部空港 支局		空港は様々な人が利用する場所であることにかんがみ、職員に対するウィルス等に係る予防接種等の措置を積極的に講じること。	措置	感染症は種類が多岐にわたり予防接種のみで対応することは困難であるが、インフルエンザの予防接種に関しては空港内の診療所に実施を依頼し、職員に積極的に接種をするよう指導している。そのほか、事務室等に手指洗浄・消毒薬、うがい薬及び使い捨てのマスクを常備し、対策を行っている。 さらに、看守勤務員は、感染性疾患罹患の場合はもちろんのこと、発熱した場合も勤務できないこととしている。
32	大阪局	平成23年 2月17日	給食に関しては、宗教上の制約に配慮すべきであり、とりわけイスラム教徒の被収容者に対しては、ハラールフード(イスラム法で許された食べ物)について十分な理解に立って、その提供を検討すること。また、健康面に留意した食事を提供するほか、支給の際の保温面にも配慮する観点から、給食業者選定時の入札における仕様の在り方を含めて検討すること。	①講じず ②措置	①ハラールフードについて、必要な調査及びその提供の検討を行った結果、極めて厳格な取扱いを要する上、他の被収容者との公平性の観点などから、提供することは非常に困難であり、現行のとおり、豚肉抜き食等の特別食や禁忌食材を使用しない給食で対応せざるを得ない。②被収容者の健康面(油抜き、減塩、アレルギー等)に配慮した仕様となっている。また、給食の保温面にも配慮する観点から、加温器で加温して支給している。
33	神戸支局	平成23年 2月17日	給食に関しては、宗教上の制約に配慮すべきであり、とりわけイスラム教徒の被収容者に対しては、ハラールフード(イスラム法で許された食べ物)について十分な理解に立って、その提供を検討すること。また、健康面に留意した食事を提供するほか、支給の際の保温面にも配慮する観点から、給食業者選定時の入札における仕様の在り方を含めて検討すること。		①ハラールフードについて、必要な調査及びその提供の検討を行った結果、極めて厳格な取扱いを要する上、他の被収容者との公平性の観点などから、提供することは非常に困難であり、現行のとおり、豚肉抜き食等の特別食や禁忌食材を使用しない給食で対応せざるを得ない。 ②被収容者は大阪局に移収することとしており、給食業者との契約はない。
34	関西空港 支局		給食に関しては、宗教上の制約に配慮すべきであり、とりわけイスラム教徒の被収容者に対しては、ハラールフード(イスラム法で許された食べ物)について十分な理解に立って、その提供を検討すること。また、健康面に留意した食事を提供するほか、支給の際の保温面にも配慮する観点から、給食業者選定時の入札における仕様の在り方を含めて検討すること。	①講じず ②措置	①ハラールフードについて、必要な調査及びその提供の検討を行った結果、極めて厳格な取扱いを要する上、他の被収容者との公平性の観点などから、提供することは非常に困難であり、現行のとおり、豚肉抜き食等の特別食や禁忌食材を使用しない給食で対応せざるを得ない。②これまでも一定の栄養基準を満たすこと及びアレルギー等に対応した食事の提供ができることを仕様書に定めていたが、アレルギー対応食については成分レベルで除外するよう明記するなど、さらに健康面に留意した食事とするよう仕様書を見直した。また、当支局においては、給食は同じ建物内で調理された上で、配膳直前に納入されているため、給食は温かい状態で支給することができている。
35	関西空港 支局	平成23年 2月17日		措置	喫煙者を収容する居室の天井に排煙用の換気扇を設置した。
36	関西空港 支局	平成23年 2月17日	職員や他の被収容者から居室内のトイレの中が見える状態にあること及び入口が扉ではなくアコーディオンカーテンであることに関して、プライバシーに配慮した設計の変更を検討すること。	措置	全居室のトイレに天井までの壁及び入り口扉を設け、個室タイプとした。なお、同壁及び扉には保安上の支障やプライバシー保護の観点から、被収容者の上半身を確認できるように半透明のアクリル窓を設置した。

			委員会		入国者収容所等及び出国待機施設
番号	施設名	意見提出 年月日	委員会の意見	検討 結果	措置内容(措置を講じなかった場合はその理由)
37	関西空港 支局	平成23年 2月17日	空港は様々な人が利用する場所であることにかんがみ、職員に対するウィルス等に係る予防接種等の措置を積極的に講じること。	措置	感染症は種類が多岐にわたり予防接種のみで対応することは困難であるが、インフルエンザの予防接種に関しては空港周辺の診療所に実施を依頼し、職員に対し接種をするよう指導している。そのほか、各執務室に消毒液を配布、各職員へはマスクの配備、手洗い、うがいの励行を適宜注意喚起するなどし、ウィルス感染の防止に努めている。
38	広島局		給食に関しては、宗教上の制約に配慮すべきであり、とりわけイスラム教徒の被収容者に対しては、ハラールフード(イスラム法で許された食べ物)にした、その提供を検討すること。また、健康面に留意した食事を提供するほか、支給の際の保温面にも配慮する観点から、給食業者選定時の入札における仕様の在り方を含めて検討すること。	①講じず ②講じず	①ハラールフードについて、必要な調査及びその提供の検討を行った結果、極めて厳格な取扱いを要する上、他の被収容者との公平性の観点などから、提供することは非常に困難であり、現行のとおり、豚肉抜き食等の特別食や禁忌食材を使用しない給食で対応せざるを得ない。②一定の栄養基準を満たすこと及びアレルギー等に対応した食事の提供ができることなどを明記し、健康面に留意した食事とするよう仕様書を定めている。 保温については、被収容者が支給後すぐに摂食しない場合等があるため、被収容者からの申し出により、電子レンジで再加熱する対応としている。
39	広島局	平成23年 2月17日	サッカーボール、バスケットゴール等の運動用具の配備を検討すること。また、新庁舎の屋内運動場においても、卓球台等の運動用具の配備を検討すること。	措置	移転した新庁舎には運動場にバスケットゴールを設置したが、卓球台については、屋内に設置するための十分なスペースが確保できないため、設置は見送ることとした。また、運動場側溝の凹みに対する指摘があったことから、改修を行い、平坦にした上で転倒防止措置も行った。
40	広島局	平成23年 2月17日	面会室における面会者と被収容者を 隔てる間仕切り板について、書類の受 渡しを行うための開閉式小窓等の設置 を検討すること。	措置	移転した新庁舎では開閉式小窓を設置した。
41	高松局	平成23年 2月17日	給食に関しては、宗教上の制約に配慮すべきであり、とりわけイスラム教徒の被収容者に対しては、ハラールフード(イスラム法で許された食べ物)について十分な理解に立って、その提供を検討すること。また、健康面に留意した食事を提供するほか、支給の際の保温面にも配慮する観点から、給食業者選定時の入札における仕様の在り方を含めて検討すること。	①講じず ②措置	①ハラールフードについて、必要な調査及びその提供の検討を行った結果、極めて厳格な取扱いを要する上、他の被収容者との公平性の観点などから、提供することは非常に困難であり、現行のとおり、豚肉抜き食等の特別食や禁忌食材を使用しない給食で対応せざるを得ない。②被収容者の健康面(油抜き、減塩、アレルギー等)に配慮した仕様となっている。また、給食の保温面にも配慮する観点から、電子レンジで加温して支給している。
42	高松局	平成23年 2月17日	サッカーボール、バスケットゴール等の運動用具の配備を検討すること。	措置	サッカーボールなどの運動用具を配備しているほか、バスケットゴールも設置している。
43	高松局	平成23年 2月17日	職員や他の被収容者から居室内のトイレの中が見える状態にあることに関して、プライバシーに配慮した設計の変更を検討すること。	措置	トイレ使用時にその中が見えないようにアクリルボード仕様の引き戸を設 置した。
44	高松局	平成23年 2月17日	面会室における面会者と被収容者を 隔てる間仕切り板について、書類の受 渡しを行うための開閉式小窓等の設置 を検討すること。	措置	面会室の改修工事を実施して、上下スライド式の間仕切り板を設置し、書類の受け渡しを可能とした。
45	高松局		面会時の会話内容が事務室に漏れ 聞こえる構造を改善するため、面会室 と事務室との間の壁面の開口部分を 塞ぐことを検討すること。	措置	面会室の改修工事を実施して、壁面の開口部分を塞ぎ、面会時の会話内容が事務室に漏れ聞こえないようにした。
			<u> </u>	I	l

			委員会		入国者収容所等及び出国待機施設
番号	施設名	意見提出 年月日	委員会の意見	検討 結果	措置内容(措置を講じなかった場合はその理由)
46	福岡局	平成23年 2月17日	給食に関しては、宗教上の制約に配慮すべきであり、とりわけイスラム教徒の被収容者に対しては、ハラールフード(イスラム法で許された食べ物)について十分な理解に立って、その提供を検討すること。また、健康面に留意した食事を提供するほか、支給の際の保温面にも配慮する観点から、給食業者選定時の入札における仕様の在り方を含めて検討すること。	①講じず ②措置	①ハラールフードについて、必要な調査及びその提供の検討を行った結果、極めて厳格な取扱いを要する上、他の被収容者との公平性の観点などから、提供することは非常に困難であり、現行のとおり、豚肉抜き食等の特別食や禁忌食材を使用しない給食で対応せざるを得ない。②被収容者の健康面(油抜き、減塩、アレルギー等)に配慮した仕様となっている。また、給食の保温面にも配慮する観点から、電子レンジで加温して支給している。
47	鹿児島出張所	平成23年 2月17日	給食に関しては、宗教上の制約に配慮すべきであり、とりわけイスラム教徒の被収容者に対しては、ハラールフード(イスラム法で許された食べ物)について十分な理解に立って、その提供を検討すること。また、健康面に留意した食事を提供するほか、支給の際の保温面にも配慮する観点から、給食業者選定時の入札における仕様の在り方を含めて検討すること。	①講じず ②閉鎖	①ハラールフードについて、必要な調査及びその提供の検討を行った結果、極めて厳格な取扱いを要する上、他の被収容者との公平性の観点などから、提供することは非常に困難であり、現行のとおり、豚肉抜き食等の特別食や禁忌食材を使用しない給食で対応せざるを得ない。②平成25年5月をもって、鹿児島出張所の収容施設は閉鎖された。
48	那覇支局	平成23年 4月15日	給食に関しては、宗教上の制約に配慮すべきであり、とりわけイスラム教徒の被収容者に対しては、ハラールフード(イスラム法で許された食べ物)について十分な理解に立って、その提供を検討すること。また、健康面に留意した食事を提供するほか、支給の際の保温面にも配慮する観点から、給食業者選定時の入札における仕様の在り方を含めて検討すること。	①講じず ②措置	①ハラールフードについて、必要な調査及びその提供の検討を行った結果、極めて厳格な取扱いを要する上、他の被収容者との公平性の観点などから、提供することは非常に困難であり、現行のとおり、豚肉抜き食等の特別食や禁忌食材を使用しない給食で対応せざるを得ない。②給食業者と適宜協議の上、被収容者の健康面(油抜き、減塩、アレルギー等)に配慮した給食の支給を行っている。また、給食の保温面にも配慮する観点から、電子レンジで加温して支給している。
49	東日本センター	平成24年 4月23日	被収容者の日課基準については、 夕食の時間及びテレビの視聴時間に ついて、各施設の収容の実情を踏まえ できるだけ柔軟な運用がなされるよう に望みたい。	措置(一部講じず)	夕食の時間の変更については、支給対象者数及び給食業者の勤務時間との兼合いから困難である。 テレビの視聴時間については、8時40分から22時までとしていたが、7時から22時までに変更し、現在、日課基準の起床時刻から就寝時刻まで最大限視聴させている。引き続き、年末年始やサッカーワールドカップ等の開催時において視聴時間の延長を柔軟に行う。
50	東日本センター	平成24年 4月23日	収容区によっては、居室内から外が 見えないところがあるが、改善を検討 願いたい。	措置	収容区域の窓を開けても一般居住地が見えないように目隠しを設置する ことにより、窓を開けることができるようにした。その結果、居室内から外を 見ることができるようになった。
51	東日本 センター	平成24年 4月23日	医療の質を検討し、専門的に診療できる体制に取り組み、女性の被収容者に対しては女性の保健師・心理職などを配置することを検討してはどうか。	措置	庁内診療において外部医療機関による診療が必要と判断された場合には、速やかに外部診療を実施するとともに、必要に応じて往診による専門的診療も実施することとした。また、女子被収容者に対しては、女性の非常勤医師による診療を実施しているほか、当所の女性看護師2名による健康相談を実施するなどして、女性の保健師等を新たに配置することなく、女子被収容者の健康保持・促進を図ることとした。
52	札幌局	平成24年 4月23日	被収容者の日課基準については、 夕食の時間及びテレビの視聴時間に ついて、各施設の収容の実情を踏まえ できるだけ柔軟な運用がなされるよう に望みたい。	措置(一 部講) ず)	夕食の時間については、支給時間を17時10分に変更した上で、これまでと同様に衛生上の支障がない範囲で柔軟に対応している。テレビの視聴時間については、現在、日課基準の起床時刻から就寝時刻まで最大限視聴させており、更なる延長は困難である。なお、同基準は、被収容者の健康維持及び共同生活の秩序維持を考慮して、統一的に実施されているものであり、変更は困難である。引き続き、年末年始やサッカーワールドカップ等の開催時において視聴時間の延長を柔軟に行う。
53	札幌局		見張り所から居室内が見えるような 構造になっているが、女性が収容され る居室については、保安に支障がない 範囲でプライバシーに配慮願いたい。	措置	被収容者のプライバシーに配慮し、保安上支障がない範囲で、居室扉金 網部分に不透明なアクリル板を設置した。

			委員会		入国者収容所等及び出国待機施設
番号	施設名	意見提出 年月日	委員会の意見	検討 結果	措置内容(措置を講じなかった場合はその理由)
54	仙台局	平成24年 4月23日	被収容者の日課基準については、 夕食の時間及びテレビの視聴時間に ついて、各施設の収容の実情を踏まえ できるだけ柔軟な運用がなされるよう に望みたい。	措置	夕食時間については、支給時間を17時10分に変更した上で、これまでと同様に衛生上の支障がない範囲で柔軟に対応している。また、テレビの視聴時間については、8時30分から22時までとしていたが、7時から22時までに変更し、現在、日課基準の起床時刻から就寝時刻まで最大限視聴させている。引き続き、年末年始やサッカーワールドカップ等の開催時において視聴時間の延長を柔軟に行う。
55	東京局	平成24年 4月23日	被収容者の医療の質の問題については、医師や看護師が配置されている施設では、収容期間中のストレスが被収容者に影響していることがあると思われるので、メンタルヘルスケアを医師等により実施したり、適切な外部の機関に依頼するなどし、メンタルペルスケアにも配慮する仕組み作りについて今後検討願いたい。 医師や看護師が配置されていない施設については被収容者との意思疎通をできる限り図り、今後も適切な心身の健康管理を願いたい。	措置	メンタルヘルス対策として、臨床心理士によるカウンセリング制度を導入 し、毎週火曜日に実施している。
56	横浜支局	平成24年 4月23日	被収容者の医療の質の問題については、医師や看護師が配置されている施設では、収容期間中のストレスが被収容者に影響していることがあと思かれるので、メンタルヘルスケアを医師等により実施したり、適切な外部の機関に依頼するなどし、メンタルヘルスケアにも配慮する仕組み作りについて今後検討願いたい。 医師や看護師が配置されていない施設については被収容者との意思疎通をできる限り図り、今後も適切な心身の健康管理を願いたい。	措置	メンタルヘルス対策として、月4回の範囲内で臨床心理士によるカウンセリング制度を導入した。また、嘱託医師等に指示を仰ぎ、外部病院での診察など必要な処置を行っている。
57	東京局	平成24年 4月23日	ついて、各施設の収容の実情を踏まえ	措置(一 部講じ ず)	夕食の時間を17時に変更したが、支給対象者が多いことから柔軟な対応は困難である。 テレビの視聴時間については、9時から22時までとしていたが、7時から2 2時までに変更し、現在、日課基準の起床時刻から就寝時刻まで最大限視聴させている。引き続き、年末年始やサッカーワールドカップ等の開催時において視聴時間の延長を柔軟に行う。
58	成田空港 支局	平成24年 4月23日	被収容者の日課基準については、 夕食の時間及びテレビの視聴時間に ついて、各施設の収容の実情を踏まえ できるだけ柔軟な運用がなされるよう に望みたい。	措置	夕食の時間については、支給時間を17時に変更した上で、これまでと同様に衛生上の支障がない範囲で柔軟に対応している。 また、テレビの視聴時間については、8時30分から22時までとしていたが、7時から22時までに変更し、現在、日課基準の起床時刻から就寝時刻まで最大限視聴させている。引き続き、年末年始やサッカーワールドカップ等の開催時において視聴時間の延長を柔軟に行う。
59	羽田空港 支局	平成24年 4月23日	被収容者の日課基準については、 夕食の時間及びテレビの視聴時間に ついて、各施設の収容の実情を踏まえ できるだけ柔軟な運用がなされるよう に望みたい。	措置	夕食の時間については、支給時間を17時に変更した上で、これまでと同様に衛生上の支障がない範囲で柔軟に対応している。 テレビの視聴時間については、9時から21時までとしていたが、7時から2 2時までに変更し、現在、日課基準の起床時刻から就寝時刻まで最大限視聴させている。引き続き、年末年始やサッカーワールドカップ等の開催時において視聴時間の延長を柔軟に行う。
60	横浜支局	平成24年 4月23日	被収容者の日課基準については、 夕食の時間及びテレビの視聴時間に ついて、各施設の収容の実情を踏まえ できるだけ柔軟な運用がなされるよう に望みたい。	措置 (一部講 じず)	夕食の時間については、支給時間を17時に変更した上で、これまでと同様に衛生上の支障がない範囲で柔軟に対応している。 テレビの視聴時間については、現在、日課基準の起床時刻から就寝時刻まで最大限視聴させており、更なる延長は困難である。なお、同基準は、被収容者の健康維持及び共同生活の秩序維持を考慮して実施されているものであり、変更は困難である。引き続き、年末年始やサッカーワールドカップ等の開催時において視聴時間の延長を柔軟に行う。

			委員会		入国者収容所等及び出国待機施設
番号	施設名	意見提出 年月日	委員会の意見	検討 結果	措置内容(措置を講じなかった場合はその理由)
61	東京局	平成24年 4月23日	収容場内の分煙について徹底を 図っていただきたい。	措置	従前の一部禁煙収容区域(ブロック)に加え、さらに一区域(ブロック)を禁煙収容区域として、収容場内の分煙化の拡大を図った。
62	東京局	平成24年 4月23日	電話機の設置に関し、ボックスを設けるなど他の被収容者の通話が聞こえないような対策を検討願いたい。	措置	通話時における被収容者のプライバシーに配慮するため、電話台に仕切りを設置した(構造上、狭隘なため設置することのできないブロックは除く。)。
63	成田空港 支局	平成24年 4月23日	提案箱の意見に、各部屋に時計が 欲しいとの意見があったので、設置されるよう検討願いたい。	措置	各居室に薄型のデジタル時計を設置した。
64	横浜支局		官給食に対する要望が多いが、官 給食で対応できないような個々の希望 にできるだけ沿うように、購入物品の 多様化を検討願いたい。	措置	購入物品の多様化に向け、随時、物品購入業者と協議を行い、保安上、 衛生上支障のない範囲で購入品目の見直しを図る予定である。
65	西日本 センター	平成24年 3月30日	健康面に留意した食事を提供するほか、支給の際の保温面にも配慮する観点から、給食業者選定時の入札における仕様の在り方を含めて検討すること。	措置	給食業者とは断続的に給食に係る協議を行うなど仕様書に規定されている給食の水準について常に確認するようにしており、現時点では食事の量質とも被収容者には概ね好評である。 食事の保温についても、保温性の高い食器運搬コンテナを使用しており、温かい食事の提供に配慮している。
66	西日本 センター	平成24年 3月30日	センターの医療体制への被収容者 の不満が高いことが原因で、処遇が困 難となっていると思われるため、大阪 府医師会等との更なる連携を図り、医 療の質の向上に努められたい。	措置	当所の提供する医療に対する苦情内容を検証した上で、その内容を医師に伝え、診療の適正化やコミュニケーション向上に係る改善に努めている。また、医療の質の向上を図るため、茨木市医師会の御好意により、同医師会が月1度実施する学術勉強会に医師を参加させていただいている。
67	西日本 センター		被収容者の健康面等を考慮し、被収容者への夕食支給時間を多くの医療施設が採用している18時頃とするよう努められたい。	講じず	現時点では、夕食支給時間の変更に係る申し出等がない。これは、夕食配膳開始時間の16時30分から食器を引き上げる17時30分までの間に被収容者それぞれが自由に食事をすることができることから、特に不満がないものと思料される。なお、来年度の契約において、夕食の支給時間を変更することについて検討したい。
68	西日本 センター	平成24年 3月30日	被収容者が手元で水温を調整できるよう配慮されたい。	講じず	本年度の当所予算では措置できない規模の工事と判明したため措置できない。
69	西日本 センター	平成24年 3月30日	電話料金が高いことから、入札方法 を見直すなどといった対策を講じ、改 善に努められたい。	講じず	収容場に設置されている電話機は、電話機及びプリペイドカード販売機の 設置を条件に国有財産使用の公募を実施し、選定された者に対して国有財 産の使用許可を与えることにより使用者が設置しているものであり、当局と 電話会社との間に電話料金を定める契約は締結していない。 公募で業者を選定しており、委員会からの意見を受け、電話会社に対し、 契約内容には含まれていない電話料金の減額の申入れを行ったが、減額 には応じられないとの回答であった。したがって、現在の電話業者との契約 が終了するまで変更の見込みはない。

	委員会		入国者収容所等及び出国待機施設		
番号	施設名	意見提出 年月日	委員会の意見	検討 結果	措置内容(措置を講じなかった場合はその理由)
70	大村 センター	平成24年 3月30日	健康面に留意した食事を提供するほか、支給の際の保温面にも配慮する観点から、給食業者選定時の入札における仕様の在り方を含めて検討すること。	措置	給食業者選定時の入札に際し、保温面に配慮するよう仕様書を変更しており、仕様書に規定されている給食の水準を維持するために断続的に協議を行うなどの対応をとっている。 また、健康面に留意した食事の提供についても、被収容者の体調に合わせて献立を作成しており、減塩食、油抜き食及び低カロリー食など十種類に及ぶ献立を準備して対応している。
71	大村 センター	平成24年 3月30日	施設内のルール、各種申請の申請 方法などについて、説明が被収容者に 十分伝わっていないことから、説明方 法を多様化し、被収容者の理解度を確 認するなど一層の充実を要望したい。	措置	「収容生活のガイドライン」を作成し、8か国語に翻訳の上、各居室に配備 した。
72	大村 センター	平成24年 3月30日	被収容者の健康面等を考慮し、被収容者への夕食支給時間を多くの医療施設が採用している18時頃とするよう努められたい。	講じず	現在夕食の時間は16時30分とされているが、使い捨て容器で支給しているため、いつ食事を取るかは被収容者自身が自由に決めることができる。なお、実際に18時から19時頃に夕食を取っている被収容者の姿が多く見られる。
73	大村 センター	平成24年 3月30日	シャワー室出入口にカーテンがなく、 警備室から室内が見える状態にあるため、プライバシーに配慮した対策を講じられたい。	措置	シャワー室の出入口にカーテンを設置した。
74	大村 センター	平成24年 3月30日	畳部屋での生活に不慣れな被収容者に鑑み、ベッド又は机及び椅子の配備を検討されたい。	措置 (一部講 じず)	ベッドについては、大規模な改修を伴うため、導入することは困難である。 椅子については、プラスチック製の保安上支障がない椅子の自費購入を 認めることとした。机は居室内に既に設置している物を活用できることから、 新たに設置する必要はないと判断した。
75	大村 センター	平成24年 3月30日	電話料金が高いことから、入札方法を見直すなどといった対策を講じ、改善に努められたい。	措置	公募で業者を選定しており、現在の設置業者が設定している価格は、長 距離電話や国際電話では一般より安価なものとなっており、国内の近距離 電話は一般より割高であるが、業者が通常より割安なテレフォンカードを販 売する等、被収容者の利便に資するサービスの提供を行っている。
76	名古屋局	平成24年 3月30日	健康面に留意した食事を提供するほか、支給の際の保温面にも配慮する観点から、給食業者選定時の入札における仕様の在り方を含めて検討すること。	措置	これまでも一定の栄養基準を満たすこと及びアレルギー等に対応した食事の提供ができることを仕様書に定めていたが、週に3回以上生野菜を使用したサラダを提供すること等といった項目を追加し、さらに健康面に留意した食事とするよう仕様書を見直した。また、仕様書に保温に関する事項を追加した。
77	名古屋局	平成24年 3月30日	電話使用については、居室扉を施錠中であっても被収容者が電話を掛けられるよう大村入国管理センターにならって子機を導入するなどといった方法を検討されたい。	措置	居室扉施錠中も各居室で交代で使用できることとした。
78	名古屋局	平成24年 3月30日	電話料金が高いことから、入札方法を見直すなどといった対策を講じ、改善に努められたい。	措置	公募で業者を選定しており、現在の設置業者が設定している価格は、長 距離電話や国際電話では一般より安価なものとなっており、国内の近距離 電話は一般より割高であるが、業者が通常より割安なテレフォンカードを販 売する等、被収容者の利便に資するサービスの提供を行っている。

			委員会		入国者収容所等及び出国待機施設
番号	施設名	意見提出 年月日	委員会の意見	検討 結果	措置内容(措置を講じなかった場合はその理由)
79	名古屋局	平成24年 3月30日	運動場の地面に人工芝を敷き詰める などといった受傷事故防止対策を施さ れたい。	措置	受傷事故防止対策として,屋上運動場の地面に新たなゴムチップを敷く改修工事を実施した。工事は,令和元年9月30日に完了した
80	中部空港支局	平成24年 3月30日	健康面に留意した食事を提供するほか、支給の際の保温面にも配慮する観点から、給食業者選定時の入札における仕様の在り方を含めて検討すること。	措置	これまでも一定の栄養基準を満たすこと及びアレルギー等に対応した食事の提供ができることを仕様書に定めていたが、週に4回以上牛乳を提供すること等といった項目を追加し、さらに健康面に留意した食事となるよう仕様書を見直した。 保温については、被収容者が支給後すぐに摂食しない場合等があるため、被収容者からの申し出により、電子レンジで再加熱する対応としている。
81	中部空港 支局		被収容者の健康面等を考慮し、被収容者への夕食支給時間を多くの医療施設が採用している18時頃とするよう努められたい。	措置	業者と協議の上、夕食搬入時間を16時30分に変更し、これにより、夕食の支給時間を17時30分とした。
82	大阪局	平成24年 3月30日	健康面に留意した食事を提供するほか、支給の際の保温面にも配慮する観点から、給食業者選定時の入札における仕様の在り方を含めて検討すること。	措置	被収容者の健康面(油抜き、減塩、アレルギー等)に配慮した仕様となっている。また、給食の保温面にも配慮する観点から、給食業者の負担で設置されている加温器で加温して支給している。
83	大阪局	平成24年 3月30日	被収容者の健康面等を考慮し、被収容者への夕食支給時間を多くの医療施設が採用している18時頃とするよう努められたい。	講じず	現在の夕食支給時間は17時30分であるが、現時点において、被収容者から夕食支給時間の変更に係る申し出はなく、配膳終了時刻から見れば、意見に沿ったものとなっている。
84	大阪局	平成24年 3月30日	電話料金が高いことから、入札方法を見直すなどといった対策を講じ、改善に努められたい。	講じず	収容場に設置されている電話機は、電話機及びプリペイドカード販売機の 設置を条件に国有財産使用の公募を実施し、選定された者に対して国有財 産の使用許可を与えることにより使用者が設置しているものであり、当局と 電話会社との間に電話料金を定める契約は締結していない。 公募で業者を選定しているところ、委員会からの意見を受け、電話会社に 対し、契約内容には含まれていない電話料金の減額の申入れを行ったが、 減額には応じられないとの回答があったため、現在の電話業者との契約が 終了するまで変更の見込みはない。
85	関西空港 支局	平成24年 3月30日	健康面に留意した食事を提供するほか、支給の際の保温面にも配慮する観点から、給食業者選定時の入札における仕様の在り方を含めて検討すること。	措置	これまでも一定の栄養基準を満たすこと及びアレルギー等に対応した食事の提供ができることを仕様書に定めていたが、アレルギー対応食については成分レベルで除外するよう明記するなど、さらに健康面に留意した食事とするよう仕様書を見直した。また、当支局においては、給食は同じ建物内で調理された上で、配膳直前に納入されているため、給食は温かい状態で支給することができている。
86	関西空港 支局		空港は様々な人が利用する場所であることにかんがみ、職員に対するウィルス等に係る予防接種等の措置を積極的に講じること。	措置	感染症は種類が多岐にわたり予防接種のみで対応することは困難であるが、インフルエンザの予防接種に関しては空港周辺の診療所に実施を依頼し、職員に対し接種をするよう指導している。そのほか、各執務室に消毒液を配布、各職員へはマスクの配備、手洗い、うがいの励行を適宜注意喚起するなどし、ウィルス感染の防止に努めている。

			委員会		入国者収容所等及び出国待機施設
番号	施設名	意見提出 年月日	委員会の意見	検討 結果	措置内容(措置を講じなかった場合はその理由)
87	関西空港 支局	平成24年 3月30日	被収容者の健康面等を考慮し、被収容者への夕食支給時間を多くの医療施設が採用している18時頃とするよう努められたい。	措置	16時30分であった夕食配膳開始時刻を17時30分に変更することにより、被収容者全員の配膳終了時刻は概ね17時40分となった。
88	神戸支局	平成24年 3月30日	健康面に留意した食事を提供するほか、支給の際の保温面にも配慮する観点から、給食業者選定時の入札における仕様の在り方を含めて検討すること。	講じず	被収容者は大阪局に移収することとしており、給食業者との契約はない。
89	神戸支局	平成24年 3月30日	被収容者の健康面等を考慮し、被収容者への夕食支給時間を多くの医療施設が採用している18時頃とするよう努められたい。	講じず	被収容者は大阪局に移収することとしており、夕食支給対象者はいない。
90	神戸支局	平成24年 3月30日	電話料金が高いことから、入札方法を見直すなどといった対策を講じ、改善に努められたい。	講じず	被収容者は大阪局に移収することとしており、電話業者との契約はない。
91	広島局	平成24年 3月30日	健康面に留意した食事を提供するほか、支給の際の保温面にも配慮する観点から、給食業者選定時の入札における仕様の在り方を含めて検討すること。	講じず	一定の栄養基準を満たすこと及びアレルギー等に対応した食事の提供ができることなどを明記し、健康面に留意した食事とするよう仕様書を定めている。 保温については、被収容者が支給後すぐに摂食しない場合等があるため、被収容者からの申し出により、電子レンジで再加熱する対応としている。
92	高松局	平成24年 3月30日	健康面に留意した食事を提供するほか、支給の際の保温面にも配慮する観点から、給食業者選定時の入札における仕様の在り方を含めて検討すること。	措置	被収容者の健康面(油抜き、減塩、アレルギー等)に配慮した仕様となっている。また、給食の保温面にも配慮する観点から、電子レンジで加温して支給している。
93	高松局		被収容者の健康面等を考慮し、被収容者への夕食支給時間を多くの医療施設が採用している18時頃とするよう努められたい。	措置	夕食の支給時間を基本的に18時頃とした。
94	福岡局	平成24年 3月30日	健康面に留意した食事を提供するほか、支給の際の保温面にも配慮する観点から、給食業者選定時の入札における仕様の在り方を含めて検討すること。	措置	被収容者の健康面(油抜き、減塩、アレルギー等)に配慮した仕様となっている。また、給食の保温面にも配慮する観点から、電子レンジで加温して支給している。

	委員会		委員会		入国者収容所等及び出国待機施設
番号	施設名	意見提出 年月日	委員会の意見	検討 結果	措置内容(措置を講じなかった場合はその理由)
95	福岡局	平成24年 3月30日	被収容者の健康面等を考慮し、被収容者への夕食支給時間を多くの医療施設が採用している18時頃とするよう努められたい。	措置	夕食の支給時間を基本的に18時頃とした。
96	福岡局	平成24年 3月30日	畳部屋での生活に不慣れな被収容者に鑑み、ベッド又は机及び椅子の配備を検討されたい。	措置	新庁舎への移転に伴い,一般居室に,二段ベッド,机及び椅子を配備した。
97	鹿児島 出張所	平成24年 3月30日	健康面に留意した食事を提供するほか、支給の際の保温面にも配慮する観点から、給食業者選定時の入札における仕様の在り方を含めて検討すること。		平成25年5月をもって、鹿児島出張所の収容施設は閉鎖された。
98	鹿児島 出張所		被収容者の健康面等を考慮し、被収容者への夕食支給時間を多くの医療施設が採用している18時頃とするよう努められたい。		平成25年5月をもって, 鹿児島出張所の収容施設は閉鎖された。
99	鹿児島 出張所	平成24年 3月30日	運動場の地面に人工芝を敷き詰めるなどといった受傷事故防止対策を施されたい。		平成25年5月をもって, 鹿児島出張所の収容施設は閉鎖された。
100	那覇支局	平成24年 3月30日	健康面に留意した食事を提供するほか、支給の際の保温面にも配慮する観点から、給食業者選定時の入札における仕様の在り方を含めて検討すること。	措置	給食業者と適宜協議の上、被収容者の健康面(油抜き、減塩、アレルギー等)に配慮した給食の支給となっている。また、給食の保温面にも配慮する観点から、電子レンジで加温して支給している。
101	那覇支局	平成24年 3月30日	被収容者の健康面等を考慮し、被収容者への夕食支給時間を多くの医療施設が採用している18時頃とするよう努められたい。	措置	夕食の支給時間を基本的に18時頃とした。
102	那覇支局	平成24年 3月30日	運動場の地面に人工芝を敷き詰めるなどといった受傷事故防止対策を施されたい。	措置	受傷事故防止のため、運動場に人工芝を設置した。
103	東日本センター	平成25年 4月30日	テレビ視聴時間について, 延長でき るよう検討願いたい。	講じず	テレビの視聴時間については、現在、日課基準の起床時刻から就寝時刻まで最大限視聴させており、更なる延長は困難である。なお、同基準は、被収容者の健康維持及び共同生活の秩序維持を考慮して実施されているものであり、変更は困難である。引き続き、年末年始やサッカーワールドカップ等の開催時において視聴時間の延長を柔軟に行う。

	委員会		委員会		入国者収容所等及び出国待機施設
番号	施設名	意見提出 年月日	委員会の意見	検討 結果	措置内容(措置を講じなかった場合はその理由)
104	東日本センター	平成25年 4月30日	常勤医師を確保するように努めるとともに、多様な診療に対応できるように 地域の医療機関との緊密な連携を いっそう深めるべく引き続き検討し、改 善願いたい。	措置	常勤医師1名を採用したことから、現在は常勤医師を中心に庁内診療を行っている。常勤医師の専門外の診療科目については、非常勤医師による診療を継続していく。
105	札幌局	平成25年 4月30日	テレビ視聴時間について,延長でき るよう検討願いたい。	講じず	テレビの視聴時間については、現在、日課基準の起床時刻から就寝時刻まで最大限視聴させており、更なる延長は困難である。なお、同基準は被収容者の健康維持及び共同生活の秩序維持を考慮して統一的に実施されているものであり、変更は困難である。引き続き、年末年始やサッカーワールドカップ等の開催時において視聴時間の延長を柔軟に行う。なお、当局は比較的収容期間も短い上、夜間に放送されるテレビ番組を視聴したいといった要望も少ないことから、録画放映等の導入に向けた検討は見送ることとした。
106	仙台局	平成25年 4月30日	被収容者が読める書物(辞書. 雑誌, 新聞など)の充実化を図るよう努力願いたい。	措置	英語、中国語及び韓国語計15冊の図書を購入し、被収容者の申出に応じて貸出し可能となるよう措置した。
107	仙台局		テレビ視聴時間について, 延長でき るよう検討願いたい。	措置	テレビの視聴時間については、8時30分から22時までとしていたが、7時から22時までに変更し、現在、日課基準の起床時刻から就寝時刻まで最大限視聴させている。引き続き、年末年始やサッカーワールドカップ等の開催時において視聴時間の延長を柔軟に行う。なお、当局は比較的収容期間も短い上、夜間に放送されるテレビ番組を視聴したいといった要望も少ないことから、現状、録画放映等の導入に向けた検討は見送ることとした。
108	仙台局	平成25年 4月30日	入所手続時に使用する書類について、入所頻度が高い国籍の言語を準備するよう検討願いたい。	措置	被収容者からの物品の保管に係る申出に基づき作成する「物品保管願い書」の中国語及び韓国語版を作成した。
109	仙台局	平成25年 4月30日	屋上運動場の出入り口付近にあるコンクリート部分について、安全確保の ための措置を検討願いたい。	措置	屋上運動場出入口付近のコンクリート部分について,安全対策工事を実施した。
110	仙台局	平成25年 4月30日	屋上運動場のマンションに面している側について、被収容者のプライバシーの確保に資するために、半透明の目隠しなどを設置するよう検討願いたい。	措置	屋上運動場のマンションに面した側の庇部分について、プライバシー対策 工事を実施した。
111	東京局	平成25年 4月30日	テレビ視聴時間について, 延長でき るよう検討願いたい。	措置(一 部講し ず)	テレビ視聴時間については、9時から22時までとしていたものを7時から22時までに変更し、日課基準の起床時刻から就寝時刻まで最大限視聴させている。引き続き、スポーツ等の国際大会や、国民的催事に係る番組(ワールドカップ、オリンピック、年末年始等)については、被収容者から要望がある場合には弾力的に視聴時間を延長することとしたい。なお、録画視聴については、収容場のテレビ視聴設備の構造上、録画したものを放映することは困難であることから、見送ることとした。

委員会			委員会		入国者収容所等及び出国待機施設
番号	施設名	意見提出 年月日	委員会の意見	検討 結果	措置内容(措置を講じなかった場合はその理由)
112	東京局	平成25年 4月30日	被収容者の収容期間が長期化傾向にあることに鑑みて、長期の収容に対応する積極的な処遇に努めるよう検討願いたい。	措置	被収容者のストレス軽減を図るため、新たに運動用具としてサッカーボール及びバドミントン用具を配備した。
113	東京局	平成25年 4月30日	物品購入品目の増加及びその価格 の低廉化について引き続き検討願い たい。	措置	物品購入品目の拡大について業者と協議し、カップ麺、カレー食品及び調味料などの食品類のほか、雑誌及び収入印紙など計10品目を新たに購入品目に追加した。また、化粧水や乳液等の日用品を含めた購入品目の追加も予定しているところ、引き続き、被収容者の要望等を踏まえつつ、購入品目の拡大を図っていく。
114	東京局	平成25年 4月30日	公衆電話料金の低廉化について引き 続き検討願いたい。	措置	公衆電話による通信事業に対応できる通信事業者に対して低廉化を要請している。
115	東京局		乳幼児などとの面会などで実施されている仕切りのない部屋での面会について、その適用範囲の拡大を検討願いたい。	措置	仕切りのない部屋での面会における適用範囲の拡大については、小学生の夏休み期間における検証結果を踏まえ、「小学校就学前の乳幼児」から、「小学生」までその対象範囲を拡大するよう要領を改正し、運用を開始した。
116	成田空港	平成25年 4月30日	テレビ視聴時間について,延長できるよう検討願いたい。	措置	テレビの視聴時間については、8時30分から22時までとしていたが、7時から22時までに変更し、現在、日課基準の起床時刻から就寝時刻まで最大限視聴させている。引き続き、年末年始やサッカーワールドカップ等の開催時において視聴時間の延長を柔軟に行う。 なお、当支局は比較的収容期間も短い上、夜間に放送されるテレビ番組を視聴したいといった要望も少ないことから、録画放映等の導入に向けた検討は見送ることとした。
117	羽田空港 支局	平成25年 4月30日	テレビ視聴時間について, 延長できるよう検討願いたい。	講じず	テレビの視聴時間については、現在、日課基準の起床時刻から就寝時刻まで最大限視聴させており、更なる延長は困難である。なお、同基準は、被収容者の健康維持及び共同生活の秩序維持を考慮して統一的に実施されているものであり、変更は困難である。引き続き、年末年始やサッカーワールドカップ等の開催時において視聴時間の延長を柔軟に行う。なお、当支局は比較的収容期間も短い上、夜間に放送されるテレビ番組を視聴したいといった要望も少ないことから、現状、録画放映等の導入に向けた検討は見送ることとした。
118	横浜支局	平成25年 4月30日	テレビ視聴時間について, 延長できるよう検討願いたい。	講じず	現在、日課基準の起床時刻から就寝時刻まで最大限視聴させており、更なる延長は困難である。なお、同基準は被収容者の健康維持及び共同生活の秩序維持を考慮して統一的に実施されているものであり、変更は困難である。引き続き、年末年始やサッカーワールドカップ等の開催時において視聴時間の延長を柔軟に行う。 なお、当支局では比較的収容期間の短い帰国希望者のみを収容しており、夜間に放送されるテレビ番組を視聴したいといった要望も少ないことから、録画放映の導入に向けた検討は見送ることとした。
119	西日本 センター	平成25年 5月16日	日課基準では1時間と定められている被収容者の運動時間について、被収容者の入れ替え等のため実質50分程度しか時間がとれないのであれば、実質1時間の運動時間が設けられるよう検討していただきたい。また、運動時間の延長が困難であるならば、その旨を被収容者に対して説明するなどし、被収容者の理解が得られる方法を検討していただきたい。	措置	移動時間を含めた運動時間を70分とし、実質の運動時間1時間を確保した。

			委員会		入国者収容所等及び出国待機施設
番号	施設名	意見提出 年月日	委員会の意見	検討 結果	措置内容(措置を講じなかった場合はその理由)
120	西日本 センター	平成25年 5月16日		措置	医師に対し、随時丁寧な説明を行うよう改めて指導するとともに、医師の 負担を軽減し、医療体制を更に充実させるため、非常勤の看護師を1名採 用した。
121	大村 センター		設置電話が少ないので増設について、検討していただきたい。また、公衆電話の子機を導入して開放時間外に電話を使用できるようにしたことは被収容者に配慮した運営であるが、現状の各ブロック1台では少ないと思料されるので、子機の増設を検討していただきたい。	措置	公衆電話(親機)の増設については、業者から対応困難との回答を得たが、子機については、各ブロック2台に増設した。
122	東日本センター	平成26年 4月25日	長期収容者の精神衛生上の課題 や、重い症状を訴える被収容者への対 応を含め、現状の医療体制を見直し、 今後、心理的なケア、カウンセリングの 実施及び長期収容を視野に入れた健 康管理の在り方に関する指針の策定 について検討を求めたい。	措置	非常勤医師との契約に関し、往診時のみならず、緊急時の電話対応等を 契約内容に盛り込み、医師への相談体制を整備した。また、常勤看護師が 2名になったことから、被収容者の健康相談をさらに充実させるなど医療体 制の強化を図った。視察委員会意見を踏まえ、心理的なケア、カウンセリン グの実施及び長期収容を視野に入れた被収容者の健康管理の在り方に関 する指針を策定した。
123	札幌局	平成26年 4月25日	女性被収容者に対して、女性入国警備官による収容処遇が行えるよう人事上の配慮を願いたい。また、女性被収容者のプライバシーに配慮し、適切な運用を図るための指針を設けるよう努められたい。	講じず	当局の人員配置上、女性入国警備官が看守勤務に従事することは困難であるが、女性被収容者を収容した場合には、入・出所手続、鑑識(写真撮影、指紋採取)及び入浴、荷物整理の立会・連行等の業務は女性入国警備官が行っており、女性入国警備官が不在の場合でも、女性の大政を強力は入国審査官の応援を求めて行っている。また、女性被収容者について、早期の出所が見込まれない場合には、女性入国警備官が多数配置されている収容施設に移収している。
124	仙台局	平成26年 4月25日	女性被収容者に対して、女性入国警備官による収容処遇が行えるよう人事上の配慮を願いたい。また、女性被収容者のプライバシーに配慮し、適切な運用を図るための指針を設けるよう努められたい。	講じず	当局の人員配置上、女性入国警備官が看守勤務に従事することは困難であるが、女性被収容者を収容した場合には、入・出所手続、鑑識(写真撮影、指紋採取)及び入浴、荷物整理の立会・連行等の業務は女性入国警備官が行っており、女性入国警備官が不在の場合でも、女性の法務事務官又は入国審査官の応援を求めて行っている。また、女性被収容者について、早期の出所が見込まれない場合には、女性入国警備官が多数配置されている収容施設に移収している。
125	東京局	平成26年 4月25日	収容の長期化に伴い、医療・食事・購入物品に関する要望が少なくない。医療については、現状を見直し、改善する努力をしていただくとともに、食事・購入物品については、改善が可能と思料される点について、できる限り改善願いたい。	措置	メンタルヘルス対策として、臨床心理士によるカウンセリング制度を導入したほか、当局診療室に配備されているレントゲン機器及び心電計を更新した。
126	成田空港 支局	平成26年 4月25日	当該収容場における滞在日数は短いとはいえ、収容場での生活に関する情報が被収容者にきちんと伝わっていないことで、神神的なストレスを与えることもありうるので、理解できる言語で説明を行うよう努められたい。	措置	スリランカ人に対応するため、シンハラ語の翻訳文を新たに作成し、居室 内に配備した。
127	成田空港 支局	平成26年 4月25日	被収容者の意向に沿うよう可能な範囲で、寝具のマットレスを常備し、物品貸与について検討願いたい。	措置	マットレスを導入し,貸与している。
128	那覇支局	平成26年 3月31日	ハラールフードについては、宗教上 の問題であり.導入を目指していただき たい。	講じず	ハラールフードについては、極めて厳格な取り扱いを要する上、他の被収容者との公平性の観点などから、提供することは非常に困難であり、現在のところ、禁忌食材を抜いた特別食で対応せざるを得ない。

			委員会		入国者収容所等及び出国待機施設		
番号	施設名	意見提出 年月日	委員会の意見	検討 結果	措置内容(措置を講じなかった場合はその理由)		
129	札幌局	平成27年 2月2日	女性被収容者に対するより適正な収容処遇に資するため、女性入国警備官の増員を含めた検討を行い、さらなる処遇体制の充実化に努められたい。	講じず	当局の人員配置上,女性入国警備官が看守勤務に従事することは困難であるが,女性被収容者を収容した場合には,入・出所手続,鑑識(写真撮影,指紋採取)及び入浴,荷物整理の立会・連行等の業務は女性入国警備官が行っており,女性入国警備官が不在の場合でも,女性の法務事務官又は入国審査官の応援を求めて行っている。また,女性被収容者について,早期の出所が見込まれない場合には,女性入国警備官が多数配置されている収容施設に移収している。		
130	仙台局	平成27年 2月2日	女性被収容者の割合が多いことから、女性入国警備官の増員を検討し、女性被収容者に対し、より適切な収容処遇が行えるよう努められたい。	講じず	当局の人員配置上、女性入国警備官が看守勤務に従事することは困難であるが、女性被収容者を収容した場合には、入・出所手続、鑑識(写真撮影、指紋採取)及び入浴、荷物整理の立会・連行等の業務は女性入国警備官が行っており、女性入国警備官が不在の場合でも、女性の法務事務官又は入国審査官の応援を求めて行っている。また、女性被収容者について、早期の出所が見込まれない場合には、女性入国警備官が多数配置されている収容施設に移収している。		
131	東京局	平成27年 2月2日	より適切な医療を提供するため、医療を専門とする通訳人の確保、診療科目の充実化、診療日数の増加・診療時間の延長を検討されたい。	措置(一部講じず)	診療については、これまで週4回(総合診療3回、歯科診療1回)実施していたところ、精神科診療を週1回行うこととしたため、診療日は週5回に増加した。また、被収容者から「医師の説明が理解できない。」旨の申出があった際には、通訳人を介して丁寧に説明しているところ、医療を専門とする通訳人の導入については、検討を重ねた結果、以下の理由からこれを見送ることとしつつ、今後は、より丁寧な対応を行うこととした。 ①外部病院から、「必ずしも医療専門の通訳は必要なく、医師が病状や治療内容等をわかりやすい言葉で説明し、それを通訳することで十分な意思疎通が可能である。当院でも実際にそのように運用している。」旨の意見があったこと ②当局の診療では、日本語を理解できない被収容者に対して、入国管理局通訳人名簿に登載されている通訳人を介して診療を行っているところ、嘱託医から、「現状の通訳で特段問題なく、医療専門通訳の必要性は必ずしも認められない。」旨の意見があったこと		
132	東京局	平成27年 2月2日	法務省と協議の上、官給食の予算を 増額し、被収容者一人当たりの食事単 価を見直して、これまで以上に内容の 充実した官給食の提供に努められた い。	措置	視察委員会の意見を踏まえ、上級庁に対し単価の見直しを提案し、平成2 8年度予算において一定の単価の増額が認められた。		
133	東京局	平成27年 2月2日	官給食への異物混入事案に対応するため、食品の安全に関する国際標準規格である「ISO22000」、あるいは、都道府県が独自に設けている食品自主衛生管理認証を取得している業者を選定するなど、食品の安全・衛生面に配慮した適切な官給食の提供を実施されたい。	措置	官給食の契約において、視察委員会の意見を踏まえ、「ISO22000」等を条件とした入札公告を行ったものの、落札者がおらず、やむを得ず、同条件なしの再入札で契約相手方を決定した経緯がある。しかしながら、官給食への異物混入事案再発防止のため、給食業者に対して衛生管理の徹底と必要な改善を申し入れるとともに、衛生・品質管理体制を確認するため、受託者の製造現場への立入調査を実施した。		
134	成田空港 支局	平成27年 2月2日	被収容者の要望を踏まえ、給食メニューの多様化に努めるとともに、食事の量と栄養バランスについても配慮されたい。	措置	被収容者の意見を踏まえた官給食の改善に向け、給食業者と意見交換を重ね、新しい官給食の提供を開始した。 新しい官給食では、栄養のバランスに配慮しつつ、使用する食材(鶏肉の使用部位、魚の種類)の多様化を図ると同時に、被収容者の大多数を占めるスリランカ人、ネパール人、トルコ人などスパイシーな味付けを好む食習慣を持つ被収容者に配慮して、味付けにカレー粉を使用したスパイシーな献立を加えた。また、これまで1週間を一つのサイクルとして同じ献立を繰り返していたため、被収容者から食傷気味になるという意見も寄せられたことから、2週間を一つのサイクルとし、短期間で同じ献立が繰り返されないように改めた。		

			委員会		入国者収容所等及び出国待機施設
番号	施設名	意見提出 年月日	委員会の意見	検討 結果	措置内容(措置を講じなかった場合はその理由)
135	横浜支局	平成27年 2月2日	開放処遇時間中における被収容者の処遇の多様化を図るため、CDプレーヤーの使用許可などについて検討されたい。	措置	CDプレーヤーの使用を許可することとした。 また、土日祝日等閉庁日における開放処遇についてもこれまでは午前又は午後のいずれかの時間帯に限って実施していたところ、閉庁日も平日と同様に9:30~11:30及で16:30としたほか、屋上運動場の使用機会を週1回から週2回、1回の使用時間を約30分から約45分に延長するなど、保安体制を勘案しつつ被収容者の利便性、健康維持、心情等に配慮して柔軟に対応することとした。
136	横浜支局	平成27年 2月2日	官給食への異物混入事案に対応するため、食品の安全に関する国際標準 想施である「ISO22000」、あるいは、都 道府県が独自に設けている食品自主 衛生管理認証を取得している業者を選 定するなど、食品の安全・衛生面に配 慮した適切な官給食の提供を実施されたい。	措置	官給食の契約において、視察委員会の意見を踏まえ、「ISO22000」等を条件とした入札公告を行ったものの、落札者がおらず、やむを得ず、同条件なしの再入札で契約相手方を決定した経緯がある。しかしながら、官給食への異物混入事案再発防止のため、給食業者に対して衛生管理の徹底と必要な改善を申し入れるとともに、衛生・品質管理体制を確認するため、受託者の製造現場への立入調査を実施した。
137	横浜支局	平成27年 2月2日	法務省と協議の上、官給食の予算を 増額し、被収容者一人当たりの食事単 価を見直して、これまで以上に内容の 充実した官給食の提供に努められた い。	措置	視察委員会の意見を踏まえ、上級庁に対し単価の見直しを提案し、平成2 8年度予算において一定の単価の増額が認められた。
138	西日本 センター	平成27年 1月23日	運動時間の延長について、長期被収容者のストレス解消に繋がるため、検討していただきたい。		平成27年9月をもって西日本入国管理センターは廃止された。
139	西日本 センター		面会時間について、面会者と被収容者との関係や来庁に要する時間等を 考慮して延長するなど柔軟に対応していただきたい。 また、延長の可否に係る事前通知についても検討していただきたい。		平成27年9月をもって西日本入国管理センターは廃止された。
140	大村 センター	平成27年 1月23日	夜間に冷たい飲料が飲みたいので冷蔵庫等を設置してほしいとの意見がある。 他の施設との処遇の標準化は必要であるが、長期収容を行う入国者収容所として、対応を検討いただきたい。	措置	16時45分の居室施錠以降、飲料等を冷却するために保冷箱(発泡スチロール製のクーラーボックス)1箱を各居室毎に配備している。
141	大阪局		個人情報開示を希望する被収容者 に対しては、申請様式が日本語表記 のみであることから、その記載内容の 説明時及び作成時における通訳の使 用、あるいは翻訳文の作成などについ て、必要に応じて配慮願いたい。	措置	保有個人情報開示請求があった際に、請求者本人に手交する説明文について、5か国語の翻訳文を作成した。
142	福岡局	平成27年 1月23日	現状では、被収容者が女性の場合、 女性入国警備官の数が足りないため、 夜間は男性入国警備官が対応しているとのことであるが、本来、女性入国警 備官が対応すべきであると思われるので、人権の問題に発展しないよう、女 性入国警備官の増配置について検討 していただきたい。	講じず	女性の被収容者を収容中は、朝夕の点呼、入浴立会及び荷物整理時には必ず女性入国警備官に対応させているほか、本局各課・部門並びに近隣の出張所に勤務する女性入国警備官及び過去に入国警備官としての勤務経験のある女性職員の名簿を作成し、夜間及び閉庁日等に女性の対応が必要となった場合に、これに応じる招集態勢を構築している。
143	札幌局	平成28年 1月25日	被収容者等及び職員の受動喫煙による健康被害を防止する観点から、建築構造物上の制約を伴うものの、健康 ・強法第25条を踏まえ、適切な受動 ・関係がでいて検討の上、必要な措置を講じられたい。	措置	受動喫煙防止等の観点から、被収容者に収容場内における喫煙用具(灰皿、着火具)の使用を認めない取扱いとした。

			委員会		入国者収容所等及び出国待機施設
番号	施設名	意見提出 年月日	委員会の意見	検討 結果	措置内容(措置を講じなかった場合はその理由)
144	仙台局	平成28年 1月25日	被収容者等及び職員の受動喫煙による健康被害を防止する観点から、建築構造物上の制約を伴うものの、健康増送第25条を踏まえ、適切な受動喫煙対策について検討の上、必要な措置を講じられたい。	措置	仙台入国管理局が入居する仙台第二法務合同庁舎を全館禁煙とし、また、収容場内についても仙台入国管理局被収容者処遇細則を一部改訂した上で終日禁煙措置とした。
145	大村 センター		施設の構造上の問題から、運動時間 の延長が困難とのことであるため、構 造改築を含めた対応を検討していただ きたい。	措置	施設改修を実施し、運動時間を1時間30分延長し、2時間30分とした。
146	名古屋局	平成28年 1月26日	現在CDウォークマンの持込みが認められているところ、iPod等のポータブルデジタルオーディオプレーヤーは被収容者のストレス軽減にもなるので、保安上支障がなければ検討していただきたい。	講じず	撮影・映像・録音機能のない再生専用のポータブルオーディオプレーヤーの持ち込みを検討したが、現在は国産・外国産を問わず多種多様な機種が販売されており、個々の性能を容易に確認することが困難で、保安上のリスクを回避するための検査や内部情報の管理や移動等に多大な労力と時間を費やすことを余儀なくされ、その他業務に支障を来すおそれが大きく、現状の体制では困難である。
147	大阪局	平成28年 1月26日	西日本入国管理センターの閉鎖に伴い、大阪入国管理局が実質的な長期 収容施設となり得るところ、開放処遇 の時間、部屋の割り当てなどのスペース面、腐りにくい食べ物の差し入れな どの物品受け入れ面の点等において、 長期収容に適した処遇の運用について、検討していただきたい。	講じず (一部措 置)	現行の委託業者による物品購入は、各品目毎に一定程度選べる幅のある品揃えと適正な価格になっているところである。 入国管理センターでは、収容期間が長期化した被収容者の心情安定に資するものとして、外部からの食品差し入れを一部許可しているが、保安上又は衛生上のリスクを回避するための検査に多大な労力と時間を費やすことを余儀なくされている。 地方入国管理局官署の収容場では、摘発や他機関からの身柄受領による新規入所者や送還を控えた出所予定者も多く、仮に食品の差入れを認めた場合、その件数が相当数にのぼることが見込まれ、それに伴う検査態勢の問題など、現状での当局における対応は困難であるほか、食料品の差入れの被収容者の健康に与える問題についても検証が必要と考えることから、食品の差し入れを認めることは困難である。また、開放処遇については、実施・拡大等逐次見直しを図ってきたところであり、今後も、保安上の支障の有無を検討しつつ、積極的に対応していく所存である。ただし、混収不適当で単独室収容中の被収容者については、可能な限り2時間(11:30~13:30)の開放処遇を実施することとする。
148	福岡局		医療体制について、現在は、福岡空港内の診療所の医師からの往診を受けているとのことであるが、新庁舎に移転した後も、付近の医療施設から往診を受けられる等、体制の構築に努めていただきたい。	措置	新庁舎へ移転後、庁舎周辺の医療機関に対して協力を要請し、複数の総合病院から受診に対する了解を得るとともに、近隣医療機関より往診の了解を得た。
149	札幌局	平成29年 1月20日	領事官等との面会に当たって、面会 場所について配慮願いたい。	措置	当局では、施設の構造上仕切りのない面会室を新たに設けることは困難であるため、領事官等との面会で必要がある場合には、違反調査室の鑑識機器等を警備事務室内に移動し、面会室として使用可能な状態にした上で、同室において面会を実施することとする。
150	東日本センター		官署により外部からの差し入れ品及び居室内持ち込み品の許可基準が異なることで処遇上の不均衡が生じていることから、その改善に資する許可基準について、他の官署と調整の上、検討されたい。	措置	居室内への持込みを禁止する物品について、全国一律の基準を定め、居 室への持込み物品について見直しを行った。
151	東京局	平成29年 1月20日	歯科診療台の設置を検討されたい。	講じず	歯科診療については、訪問歯科診療で対応しており、訪問歯科診療で対応できないと判断された被収容者を外部病院で受診させているところ、歯科診療台がないことのみを理由として、外部病院での診療が必要となる事例はほとんどなく、現状の訪問歯科診療でも十分対応できていることから、歯科診療台の設置については講じないこととする。

			委員会		入国者収容所等及び出国待機施設
番号	施設名	意見提出 年月日	委員会の意見	検討 結果	措置内容(措置を講じなかった場合はその理由)
152	東京局	平成29年 1月20日	平成26年度に提出した「より適切な 医療を提供するため、医療を専門とす る通訳人の確保、診療科目の充実化、 診療日数の増加・診療時間の延長を 検討されたい。」とする委員会意見に 対し、「検討中」としているところ、今後 も適切な医療の提供に資するため、医 療専門用語に精通した通訳人の確保 に向けた前向きな検討を継続された い。	講じず	被収容者から「医師の説明が理解できない。」旨の申出があった際には、通訳人を介して丁寧に説明しているところ、医療を専門とする通訳人の導入については、検討を重ねた結果、以下の理由からこれを見送ることとしつつ、今後は、より丁寧な対応を行うこととした。①外部病院から、「必ずしも医療専門の通訳は必要なく、医師が病状や治療内容等をわかりやすい言葉で説明し、それを通訳することで十分な意思疎通が可能である。当院でも実際にそのように運用している。」旨の意見があったこと ②当局の診療では、日本語を理解できない被収容者に対して、入国管理局通訳人名簿に登載されている通訳人を介して診療を行っているところ、嘱託医から、「現状の通訳で特段問題なく、医療専門通訳の必要性は必ずしも認められない。」旨の意見があったこと
153	名古屋局	平成29年 1月10日	身長の高い被収容者に対応するため、サイズの大きなベッドや布団を購入していただきたい。	措置	高身長者の被収容者が収容された場合に備え、大型の折り畳みベッド1 台を購入し、収容場に配備した。
154	中部空港 支局	平成29年 1月10日	収容場の居室にベッドの導入を検討していただきたい。ベッドの導入ができないのであれば、他の入国管理官署からの管理替え等を含め寝具用のマットの導入を検討していただきたい。	措置	当支局の収容実績の大半は、名古屋本局の被送還者で、これらは入所 当日に出所しているところ、費用対効果や効率的な施設運用に鑑み、寝具 用マットレスを導入した。
155	大阪局	平成28年 4月28日	長期被収容者が多いことから、長期 収容施設に準じた対応の必要性を感じ ている。看守勤務員や看護師が懇切 丁寧に面接を行うことは了とするもの の、心理学の専門家ではないことか ら、被収容者のストレスを緩和するため、臨床心理士によるカウンセリング の導入について積極的に検討していた だきたい。	措置	大阪出入国在留管理局に収容中の被収容者に対して、毎月2回、毎回2 名程度の予定で臨床心理士によるカウンセリングを実施している。
156	大阪局		被収容者のストレスを少しでも軽減するために、設置されている電話の間に、それぞれ距離を置くとともに、衝立を設置していただきたい。	講じず	施設の構造上及び空きスペースの関係から、衝立を設置するには狭隘であり、現状で被収容者がストレスを感じずに電話するスペースを確保することは難しい。なお、各電話間には、区切り板を設置することによって、少しでも被収容者のストレスを軽減させることに努めることとした。
157	高松局		提案箱の設置場所については、今後、他の閉鎖処遇の施設同様、職員から見えない所に設置するよう措置していただきたい。	措置	投函事実を職員に見られない状態に改善するため、提案箱の設置場所を 各居室に変更した。
158	東日本センター	平成30年 2月1日	常勤医を配置したことは評価できるが、庁内診療において個々の被収容者の適正処遇に向けて、診療については丁寧な診察並びに内容説明に努め、より一層の充実を図られたい。	講じず	庁内診療については、週5日実施しており、常勤医及び非常勤嘱託医で対応しているところ、現状においても、必要に応じて通訳人を介した上で、丁寧かつ適切に行っており、加えて、医師の指示に基づき、外部の病院での診療を行っている。 また、被収容者から医師の説明が理解できないとの申出があれば、その場で通訳人を介すなどして、診療内容等を被収容者が理解できるまで説明している。
159	東日本 センター	平成30年 2月1日	被収容者による診療申出から実際の診療までの期間を短縮するように改善されたい。	措置	各部署からの応援を受けるなどして、診療連行の円滑化等を図った結果、 診療申出から診療を受けるまでの期間は短縮されている。なお、今後も期間短縮に向け改善に努める。
160	名古屋局	平成30年 1月10日	テレビで視聴できる番組の範囲を広 げるとともに、衛星放送等を含むテレビ 番組を録画して被収容者が視聴するこ とができるよう検討願いたい。	講じず	既に当局では、地上波デジタル放送及び無料視聴が可能なBS放送が視聴できる環境にあり、現状においても、被収容者からの要望に応じ、ワールドカップやオリンピックなどのテレビ視聴時間の延長を行っている状況にあるところ、テレビ番組の録画視聴については、収容場のテレビ視聴設備の構造上、録画したものを放映することは困難であることから、導入を見送ることとした。

		委員会			入国者収容所等及び出国待機施設	
番号	施設名	意見提出 年月日	委員会の意見	検討 結果	措置内容(措置を講じなかった場合はその理由)	
161	大阪局	平成30年 1月10日	平成28年4月28日にも意見書を提出しているところ、被収容者のストレスを緩和するため、臨床心理士によるカウンセリングの導入についてより積極的に検討願いたい。	措置	大阪出入国在留管理局に収容中の被収容者に対して,毎月2回,毎回2 名程度の予定で臨床心理士によるカウンセリングを実施している。	
162	大村 センター	平成31年 1月23日	土・日の運動場使用について平日と 同様の運用を検討願いたい。	講じず	屋外運動場の使用方法、監視体制及び委託業者との契約を見直すことで、閉庁日の戸外運動場の使用を検討してきたが、現段階で措置できていない。	
163	名古屋局	平成31年 1月23日	土・日の運動場使用について平日と 同様の運用を検討願いたい。	措置	警備会社との契約において、土日の屋外運動立会のための要員を配置した。 なお、土日の屋外運動は、それぞれ午後に実施している。	